

第8号様式（第13条関係）

就 労 証 明 書		
就 労 者	住 所	
	氏 名	
勤務場所の住所		
雇 用 形 態	1 正社員・職員 2 契約社員・派遣社員 3 パート・アルバイト	
雇 用（採 用） 年 月 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> 雇用期間が定められている場合はその期限 年 月 日	
所 定 労 働 時 間	<p style="text-align: center;">1 週あたり 時間 分</p> 始業時刻 時 分 終業時刻 時 分	
週 休 日	曜 日	
所 定 労 働 時 間 を 超 える 労 働 時 間	1 なし 2 あり（1月あたり 時間 分）	
特 記 事 項		
<p style="text-align: center;">上記の内容に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 証 明 者 所 在 地 名 称 印 代 表 者 電 話 番 号 </p>		

【就労証明書記入例】

第8号様式（第13条関係）

就 労 証 明 書		
就 労 者	住 所	春日井市 〇〇町 〇〇〇
	氏 名	春日井 太郎
勤務場所の住所		〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇
雇 用 形 態		1 正社員・職員 <input checked="" type="radio"/> 2 契約社員・派遣社員 3 パート・アルバイト
雇 用（採 用） 年 月 日		〇〇 年 〇 月 〇 日 雇用期間が定められている場合はその期限 〇〇 年 〇 月 〇 日
所 定 労 働 時 間		1 週あたり 40 時間 分 始業時刻 9 時 00 分 終業時刻 18 時 00 分
週 休 日		月8日（シフト制） 曜日
所 定 労 働 時 間 を 超 える 労 働 時 間		1 なし <input checked="" type="radio"/> 2 あり（1月あたり 10 時間 分） 〈〇月実績〉
特 記 事 項		※1 H〇〇.〇.〇～ 再契約予定 ※2 勤務日および時間は、別紙シフト表のとおり
上記の内容に相違ないことを証明します。 〇〇 年 〇 月 〇 日		
証明者	所在地	〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇
	名称	〇〇△△株式会社
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社の所在地ではなく、実際に仕事をする場所の住所を記入してください。

〈雇用年月日〉
いつから就労しているかをご記入ください。これから就労する場合、採用予定日でもかまいません。
〈雇用期限〉
期限付き契約の場合にご記入ください。
※1 子どもの家の利用期間前及び期間中に雇用期限が切れた場合は、就労継続の確認及び証明書の再提出をお願いすることがあります。

例) 土日・祝日、 日曜日・平日1日など
※2 休日が不定期の場合は、右のような記入でもかまいませんが、そのときは併せてシフト表を提出してください。

就労証明書の使用の有効期限は、この証明日から、3か月です。（利用申請日の時点で有効期限を超えていないこと）
※4月1日以降に就労することを証明してくだ

記入方法についてのお問い合わせは
○西部・牛山・玉川
学童保育所イルカクラブ
(☎0568-34-8457)
○その他の子どもの家
社会福祉協議会子どもの家本部
(☎0568-84-3241)
まで

この証明書は、子どもの家の利用にあたり保護者の勤務状況を把握するために必要な書類です。必ず雇用主の方が記入してください。内容確認のため、就労先に連絡をすることがあります。

次のような場合、子どもの家の利用ができなくなることがあります。
・証明内容と事実が相違するとき
・雇用期限が過ぎても、就労継続の証明がなされないとき

$$1 \text{ 週あたりの勤務時間} = 1 \text{ 週の勤務日数} \times 1 \text{ 日の勤務時間} \times 3$$

労働協定や規程などにより、上記の方法で計算できない場合はその旨を特記事項にご記入ください。
※3 休憩時間及び残業時間を除いて下さい

1か月あたりの残業時間をご記入ください。“〇月見込み” “〇年〇月～〇月平均”などを付記してください。

不定期の出勤や契約に関すること等、上記以外に記載すべき事項があればご記入ください。

〈証明者欄〉
記載内容が真実であると証明した人を明らかにするものです。ネーム印ではなく、社印・代表者印などの正式な印鑑（朱肉を使用するもの）をご使用ください。

〈訂正する場合〉
修正テープなどは使用せずに、二重線で取消した上で訂正印（証明者と同じ印）を押してください。